⑶　「前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額　⑼」の欄は、別表十六(一)から別表十六(三)まで及び別表十六(五)の「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額」の欄の外書きの金額を合計した金額を移記すること。

⑷　「積立不足額」の各欄及び「合併等特別償却準備金積立不足額　⑻－⑺　⑵」の欄は、記載しないこと。

別表十六(十一)の記載要領第三号中「「適格合併等又は適格組織再編成により引継ぎを受けた短期重要負債調整勘定の金額　⑱」」を「「適格合併等により引継ぎを受けた短期重要負債調整勘定の金額　⑱」」に改め、同号を同第四号とし、同第二号中「(非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等)」を削り、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「当期に損金算入すべき金額　$\left(⑶\times\frac{\text{当期の月数}}{60}\right)$　又は⑷　⑸」及び「当期に益金算入すべき金額　$\left(⑺\times\frac{\text{当期の月数}}{60}\right)$　又は⑻　⑼」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　平成29年４月１日以後に行われる法第62条の８第１項に規定する非適格合併等に係る同項に規定する資産調整勘定の金額又は同条第７項に規定する差額負債調整勘定の金額について当該非適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度において損金の額又は益金の額に算入する金額を計算する場合にあつては、「当期の月数」とあるのは、「非適格合併等の日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」として記載すること。

⑵　平成29年４月１日以後に行われる令第123条の10第14項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）の適格合併により引継ぎを受けた法第62条の８第１項に規定する資産調整勘定の金額又は同条第７項に規定する差額負債調整勘定の金額についてその引継ぎを受けた事業年度又は連結事業年度の損金の額又は益金の額に算入する金額を計算する場合にあつては、「当期の月数」とあるのは、「適格合併の日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」として記載すること。

別表十七(一)の記載要領第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（第７号及び第８号において「平成26年旧措置法」という。）第66条の５第10項において準用する同条第１項から第９項までの規定の適用を受ける場合」を削り、同第七号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国法人が平成26年旧措置法第66条の５第10項において準用する同条第２項の規定の適用を受ける場合」を削り、同号⑹中「及び次号」を削り、同第八号を削る。

別表十七(一)付表の記載要領第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号及び第６号において「平成26年旧措置法」という。）第66条の５第10項において準用する同条第１項から第９項までの規定の適用を受ける場合」を削り、同第二号中「かつこ」を「括弧」に改め、同第四号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国法人が平成26年旧措置法第66条の５第10項において準用する同条第２項の規定の適用を受ける場合」を削り、同第五号中「。次号において同じ」を削り、同第六号を削る。

別表十七(一)の二の表中「措法第66条の５の２第７項又は平成26年旧措法第66条の５の２第７項の適用の有無」を「措法第66条の５の２第７項の適用の有無」に改め、同表の記載要領第二号中「(所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（第９号において「平成26年旧措置法」という。）第66条の５第10項において準用する場合を含む。)」を削り、同第六号(一)中「内国法人に係る」を「内国法人の」に、「の課税対象金額等の益金算入」を「に係る所得の課税の特例」に改め、同号(二)中「の課税対象金額等の益金算入」を「に係る所得の課税の特例」に改め、同第九号を削り、同第十号中「平成28年４月１日以後に開始する事業年度において」を削り、同号を同第九号とする。

別表十七(四)の表中

本店又は主たる事務所の所在地			

を

本たの店る所又事在は務主所	国名又は地域名			
	所在地			

に改め、同表の記載要領第一号中「第66条の４第15項」を「第66条の４第19項」に、「第68条の88第15項」を「第68条の88第19項」に、「第16項」を「第20項」に改め、同第六号中「当該法人に係る国外関連者の本店若しくは主たる事務所の所在する国」を「我が国以外の国若しくは地域」に改める。

別表十七の二(一)の表中「連結所得金額仮計（別表四の二「31の①」）」を「連結所得金額仮計（別表四の二「30の①」）」に改め、同表の記載要領第三号中「「連結所得金額仮計（別表四の二「31の①」）　⑼」」を「「連結所得金額仮計（別表四の二「30の①」）　⑼」」に改め、「第81条の４」の次に「(受取配当等)」を加え、「(連結事業年度における受取配当等の益金不算入)」を削り、同第四号中「が法第81条の３第１項」の次に「(個別益金額又は個別損金額)」を加え、「(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)」を削り、同第六号(一)中「連結法人に係る」を「連結法人の」に、「の個別課税対象金額等の益金算入」を「に係る所得の課税の特例」に改め、同号(二)中「の個別課税対象金額等の益金算入」を「に係る所得の課税の特例」に改め、同第七号中「(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)」を削る。